



株主総会資料の電子提供制度について

1. はじめに
2. 株主総会資料の電子提供制度とは
3. 株主総会資料の電子提供制度の利用手続
4. 株主総会資料の電子提供措置の内容
5. 書面交付請求

弁護士 山本 大介

1. はじめに

2019年12月4日、会社法の一部を改正する法律が成立し、2022年9月1日(以下「施行日」といいます。)から株主総会資料の電子提供制度が施行され、個々の株主の承諾がなくとも、株主総会資料の電子提供が可能となりました(以下、改正後の会社法を「改正法」といいます。)。本稿では、会社法改正により新設された同制度の概要を解説します。

2. 株主総会資料の電子提供制度とは

株主総会資料の電子提供制度とは、①株主総会参考書類、②議決権行使書面、③計算種類及び事業報告、④連結計算書類(以下「株主総会参考書類等」と総称します。)を自社ホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会招集通知に記載して通知することにより、株主総会参考書類等を適法に提供したものとする(=株主に書面で交付する必要がなくなる)制度です(改正法325条の2及び同325条の4、同法施行規則95条の2及び同95条の3第1項)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

電子提供制度の利用により、株主総会参考書類等の印刷や郵送に要するコストの削減や、早期に株主に対して株主総会参考書類等が提供され、株主による議案の検討時間が確保されることが期待されます。

3. 株主総会資料の電子提供制度の利用手続

株主総会資料の電子提供制度を利用するためには、定款において、「電子提供措置をとる旨」を定める必要があり、かつそれで足りず(改正法 325 条の 2 柱書)。

ただし、上場会社等の、振替株式を発行する会社については、電子提供措置をとる旨を定款で**定めなければならない**とされており(改正社債、株式等の振替に関する法律(以下「改正振替法」といいます。)159 条の 2 第 1 項)、電子提供制度の利用が強制されています。なお、施行日において振替株式を発行している会社は、施行日を定款変更の効力発生日とする電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款変更の決議をしたものとみなされる、みなし定款変更の手当てがされています(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」といいます。)10 条 2 項)¹。

電子提供措置をとる旨の定款の定めるある会社は、その定めを登記する必要があり(改正法 911 条 3 項 12 号の 2)、上記みなし定款変更の適用対象となる会社においては、原則として施行日から 6 か月以内に、みなし変更を登記する必要があります(整備法 10 条 4 項)。

4. 株主総会資料の電子提供措置の内容

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社の取締役は、書面投票制度若しくは電子投票制度を定めた場合、又は取締役会設置会社である場合には、電子提供措置事項(改正法 325 条の 3 第 1 項各号。下表参照)について電子提供措置を取ることが義務付けられます(改正法 325 条の 3 第 1 項)²。

表 電子提供措置事項

- ① 株主総会招集通知に記載すべき事項
- ② 書面投票制度を採用した場合に株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- ③ 電子投票制度を採用した場合に株主総会参考書類に記載すべき事項
- ④ 株主が議案要領通知請求権を行使した場合に株主に通知すべき議案の要領
- ⑤ 取締役会設置会社において、定時株主総会を招集する時に提供する事業報告及び計算書類に記載すべき事項
- ⑥ 会社が会計監査人設置会社(取締役会設置会社に限りです。)である場合において、定時株主総会を招集するときに提供する連結計算書類に記載すべき事項
- ⑦ 上記①～⑥の事項を修正した場合における、修正した旨及び修正前の事項

電子提供措置の方法は、株主総会の日の 3 週間前の日又は株主総会招集通知を発した日のいずれか早い日(以下「電子提供措置開始日」といいます。)から株主総会の日の後 3 か月を経

¹ もともと、上記のみなし定款変更の適用対象となる会社においても、施行日から 6 か月を経過するまでの間の日を株主総会の日とする招集手続を行う場合には、電子提供措置をとることは強制されません(整備法 10 条 3 項)。

² 表中に記載のとおり、電子提供措置事項となるのは、株主総会参考書類等に限定されません。他方で、株主総会の招集通知に際して株主に議決権行使書面が交付される場合には、同書面に記載すべき事項に係る情報については電子提供措置をとる必要はありません(改正法 325 条の 3 第 2 項)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

過する日までの間、電子提供措置事項をインターネット(自社ホームページ等のウェブサイト)に掲載する方法によります(改正法 325 条の 3 第 1 項本文及び同 325 条の 2 本文、同法施行規則 95 条の 2 及び会社法施行規則 222 条 1 号口)³。

電子提供措置をとる場合には、株主総会招集通知に、電子提供措置をとっている旨や電子提供措置事項を掲載するウェブサイトのアドレス等を記載する必要があります(改正法 325 条の 4 第 2 項、同法施行規則 95 条の 3)。他方で、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社においては、上記のとおり、株主総会の招集通知に際して、株主総会参考書類等を交付する必要はありません(改正法 325 条の 4 第 3 項)。

5. 書面交付請求

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社の株主は、会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができます(改正法 325 条の 5 第 1 項)⁴。

会社は、原則として株主総会の日から 2 週間前までに書面交付請求を行った株主に対し、株主総会の招集通知に際して、電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければなりません。ただし、当該株主総会における議決権行使の基準日を定めた場合には、会社は、当該基準日までに書面交付請求をした株主に限り、電子提供措置事項を記載した書面を交付すれば足り(改正法 325 条の 5 第 2 項)。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

³ 発行する株式について有価証券報告書の提出義務を負う会社が、電子提供措置開始日までに、EDINET を使用して電子提供措置事項(定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除きます。)を記載した有価証券報告書の提出手続を行う場合には、当該事項に係る情報については電子提供措置をとる必要はありません(改正法 325 条の 3 第 3 項)

⁴ ただし、振替株式を発行する会社の株主は、口座管理機関を経由して、書面交付請求を行うことができます(改正振替法 159 条の 2 第 2 項本文)。